

学校いじめ防止基本方針

大田市立静間小学校

1 基本方針

(1)ねらい

本方針は、「いじめ防止対策推進法」および「大田市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、全ての児童が学校の内外を問わずいじめを行わず、かついじめを認識しながらこれを放置することなく、安心して学校生活を送ることを目的として定めるものとする。

この方針を推進するに当たっては、学校、保護者、地域が連携して児童一人一人の自尊感情や人権感覚を養い、いじめを「しない、させない、許さない」気持ちや態度を育成していく必要がある。また、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が理解できるよう取り組んでいかなければならない。

(2)いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的及び物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3)いじめに対する基本的な認識

- いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある深刻な人権侵害であり決して許されるものではない。
- いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるという基本認識に立ち、未然防止を図ることを旨としていじめを生まない土壌を形成するために継続的、積極的な取組を行う。
- いじめは、周囲の大人が気づきにくくまた見えにくいということを理解し、いじめの起こりにくい環境の整備に努め、いじめの兆候を早期に発見するための定期的なアンケート調査や教育相談などを実施する。
- いじめを発見した場合やその兆候があると判断した場合は、いじめられている児童の立場に立って迅速かつ適切に指導を行う。また、特定の職員が抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。

(4)取組の基本的な考え

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るためには、児童が様々な活動において他者と協力して主体的に活動することが大切であると考え。そのためにも「職員は最大の教育環境である。」との考えに立って、まとまりのある職員集団をつくっていくことが最も必要である。そして、職員一人一人がその重要性を認識し、以下のことを実践していく。

- 職員が積極的に児童に関わることで児童と職員の信頼関係、児童同士の人間関係を深める。
- 児童の実態把握に努めるとともに児童理解を深め、一人一人を大切にしたい学校、学級経営を展開する。
 - ・安心して生活するための規律の確保
 - ・意欲的に学習に取り組む風土づくり
 - ・児童一人一人が活躍できる場づくり
- 児童が今の自分を素直に受け入れ、勇気を持って自ら物事に取り組むために、児童一人一人のよさ、頑張り、可能性を認め励ますとともに、課題についてはその改善に向けてしっかり寄り添いながら一緒になって取り組んでいく。

2 未然防止の取組

いじめをおこさない学校づくり等について、以下に示す。

(1) 校内指導体制を一層充実する。

校内体制の整備のため次のことに取り組む。

- 日常的な職員間の情報共有を通して共通理解を図る。また、児童の実態把握の方法とそれを踏まえた指導・支援方針の決定手順を毎年確認し、児童一人一人の指導・支援の充実を図る。
- 児童や保護者の悩みや考え等を受け止められるように相談窓口を明確化するとともに、関係機関等との連携を強化し、校内相談体制の一層の充実を図る。
- 特別な心理的ケアが必要な場合や深刻な問題行動等が発生した場合に備え、いじめ防止対策委員会を中心として関係機関と迅速、適切に連携を図ることができるよう事前準備を進めるとともに保護者等への周知理解を進める。
- いじめ防止等の対策のための組織（静岡小学校いじめ防止対策委員会）
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・関係職員

(2) いじめに気づく力の育成と解消に向けた実践力を育む。

① 職員研修の実施

何よりも職員が児童同士の関係等をしっかりした視点を持って観てつかむことが大事である。したがって、研修を通して教職員のいじめ問題に対する認識を深めたり、人権感覚や人権意識の高揚を図ったりする。

② いじめ問題に関する授業や活動の実施

いじめ問題等に関する内容を道徳の時間や学級活動の中に計画的に位置づけ、児童のいじめに関する理解を深めたり、その解消に向けた行動力を高めたりする。

③ 児童会活動における取組の推進

よりよい学校づくりに向けて児童が他者との関係を振り返ったり、児童同士がつながりを深めたりする活動は、いじめを解消していくための実践力の育成につながると考える。

④ 日常生活と関連づけた指導

日常の生活の中でおこる身近な出来事の中から、題材を取り上げ全校で考えていくことで自分と関連づけながら考えるようにしていく。

⑤ 情報モラルを身に付けさせるための教育の充実

インターネットや SNS の使い方やマナーについて、トラブルを未然に防ぐ正しい知識を身に付けさせる。

(3) 開かれた学校づくりを進める。

児童の健全な成長を保障するためには、家庭・地域・学校が互いに心を開き協力し合う体制が必要であり、双方向に連携する体制づくりが重要である。そのために以下のことに取り組む。

- 来校者に対する敬意や感謝の気持ちを持って挨拶や声かけを行うなど、職員が自ら率先して敷居の低い学校づくりを行う。
- 学習を深めるためや児童が地域の方とつながるために、様々な教育活動において地域人材を積極的に活用する。
- 地域行事に児童、職員が積極的に参加し、学校と地域との関係を深める。

(4) 集団の中で子ども同士で問題を解決していく力を育む。

児童が仲間と協力して問題を解決していく力を育成することは、(1)を具体的に進める基盤である。児童同士の問題解決場面における関わり合う力を育成するため、次のことに取り組む。

- 問題を解決するために必要な具体的な力を明確にする。

- いつ、どこで、どのような力を育てることができるかを考え、教育活動計画の中に明記していく。
- 児童同士の学び合いを深める授業づくりに一層取り組み、学力向上を図る。
- 児童には考える力、解決に向かう力があると信じて取り組む。

3 早期発見のための取組

早期発見に向けて重要と考えることがらと本校が取り組んでいく具体的な取組を以下に示す。

(1) 児童や保護者の声を真摯に受け止める。

いじめられる立場の者は「いじめられる自分が悪い。」という自己否定感を持っていたり、いじめが悪化することを恐れたりして、自己の立場を言いたくとも言えない状況になりがちである。また、いじめられているという屈辱感を持っていたり、保護者等に「心配をかけたくない。」という思いがあったりするため、いじめられていることを他者に話すことをためらいがちである。

したがって、児童、保護者等の訴えは大変重大で勇気のいることという認識を持ち、真摯に受け止め、誠意をもって迅速に対応しなければならない。また、必ずいじめられている子どものそばにいて寄り添い、最後まで守り抜くという姿勢を周囲の者が持つことが重要である。

(2) いじめの芽を見逃さない。

職員自身がいじめかどうかの判断に難しさを感じることもある。「それぐらいのことはちょっとしたからかいだ」、「子どもの成長過程にはおこること」、「あの子にも原因がある」など、職員が個人のとらえで判断しないことが大切である。そして気づいたことを職員全体に情報提供、相談、問題提起等をしていかなければならない。

またそれが機能するためには、日頃から職員間のコミュニケーションを積極的に図り、職員一人一人の気づきが組織としての気づきとなるようにしていく。

(3) 具体的な取組を通して児童一人一人の状況を的確に把握する。

いじめられる側の児童は何らかのサインを出している。とかく自分の内側に隠そうとするが、その辛さは想像を超えるものであり、必ず何らかの変化は起こっている。職員、友人、家族等がわずかなサインに気づき、その背景に何があるかを丁寧に見ていくことが大切である。

- ① 日常生活の中で児童としっかり関わり、関わり合う中で児童一人一人を観察したり、話を聴いたり、相談活動等を通して細かな思い等をつかんだりする。そしてそれらをしっかり受け止め、返していく。
- ② 一人の職員が情報をつかんだ時、それが迅速に校内で共有できる校内体制をつくっていかねばならない。そのためには日頃から報告・連絡・相談を基盤とした教職員集団づくりに努めるとともに、何事も話ができる職員集団をつくっていく。また、国や県が作成したチェックリストを用いて、気になる児童について考察を深めていく。
- ③ 機会がないと自分のしんどさを話すことができない児童もいる。そのための方法としてしずまっ子アンケートや年2回のWEBQUテストを実施する。そして、アンケートや調査等の結果を踏まえ、相談や面談を行う。
- ④ 保護者や地域の方からの相談、情報提供でいじめが発覚することもある。したがって、児童を見守る大人同士が日頃から気さくに話ができる関係をつくっていかねばならない。また、そのような関係の中で子どものとらえ方や関わり方について、意見を交わしながら一緒に考えていくことも重要である。

4 いじめ発生時の対処

実際にいじめが起こった時の対応手順について、以下に示す。

(1) 校内体制と対処（別紙2）

① いじめられている児童に対して

- ・心身の安全を保障する
- ・事実関係や気持ちを聴く
- ・今後のことを考える（願い等）

○いじめられている辛さや孤独感、恐怖感等を受け止めることに、まずは全力を注ぐ。そしていじめの実態とその構図について、丁寧に聴き取っていくが、実態を早くつかもうとするあまり、詰問調にならないようにする。

② いじめている児童に対して

- ・行為やその時の気持ちを聴く
- ・自分のやっている行為の不当性に気づかせる

○いじめに到る心理的な背景に配慮すること、「子どもは過ちを犯しながら成長していく」という発達への理解をもって関わる。

③ 周囲の児童に対して

- ・事実関係やその受け止め等を聴く
- ・勇気をもっていじめ問題に取り組むことの大切さを伝える

○いじめを見て見ぬふりをしたり、止めることができなかつたりしたことは、いじめを助長していたかもしれないことを伝え、個人を責めるのではなく、一緒に考え安心して学べる集団をつくることへの意欲を高める。

④ 学級・学校全体に対して

- ・事実関係やその受け止め等を聴く
- ・学級、学校全体でいじめのない集団作りに取り組むことの大切さを伝える。

○学級や学校を形成しているのは、一人一人の児童であり、他人事として受け止めるのではなく、自分のこととして解決していこうとする意欲を高める。

⑤ 当該の保護者に対して

状況等を説明するとともに、学校が一丸となって対応をしていくことや緊密に連絡を図ることなど、協力を依頼する。

(2) 分析的、組織的に取り組む

いじめ問題を性急に解決しようとするあまり、当事者同士の人間関係の修復だけに意識がいきがちになる。その結果、当事者同士の謝罪や話し合いの場を設けて対応を終了することもある。

いじめ問題の解決は、人間関係のトラブルの解決ではなく、児童の自律性と集団の浄化作用の育成であるという認識をもち、次のことに全校で取り組む。

- ① 児童一人一人の意識や気持ち、考え方やとらえ方から背景をつかみ、課題を明らかにする。
- ② 児童、保護者の願いを受け止め、それを踏まえて対応する。
- ③ 短期的、中・長期的取組を決定する。中・長期的な取組を未然防止につなげる。
- ④ いじめ問題がなぜ起こったのか、学校や教職員に不足していたことは何かを考えるなど、校内指導体制や生徒指導上の課題について検証し、改善を図る。

(3) 家庭・地域・関係機関等と緊密に連携する。

「誰が悪い。」という犯人探しではなく、苦しんでいる児童がいることに対して危機感を共有することが最も重要と考える。「自分の子どもには関係ない。」という他人事意識では根本的な解決にならないこと、子どもだけで解決できないこともあり大人の適切な関わりが必要であることなど、問題の概要だけでなく「子どもの親として何をすべきか。」をしっかりと考えるために保護者会等をもつようにする。また、関係機関や地域の方に迅速に相談し助言を受けながら指導・支援にあたるなど、校外の考えや意見を十分取り入れながら対応する体制を作っていく。

校内でいじめが発生すると同じ学校に加害者と被害者が存在し、対応が困難になるケースも見受けられる。したがって、いじめ問題に対してはどのような対応を行うかを事前に説明しておくことが必要である。特に教育委員会、スクールカウンセラー、警察等関係機関への相談について、そのねらいと必要性を事前に説明しておく。

(4) 再発防止に向けた取り組みをする。

職員、児童、保護者、地域が評価を行い、取組の見直しを行う。再発防止のための改善策をいじめ対策委員会で協議し、保護者や地域の願い、考えを取り入れたものにしていく。

5 重大事態発生時の対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

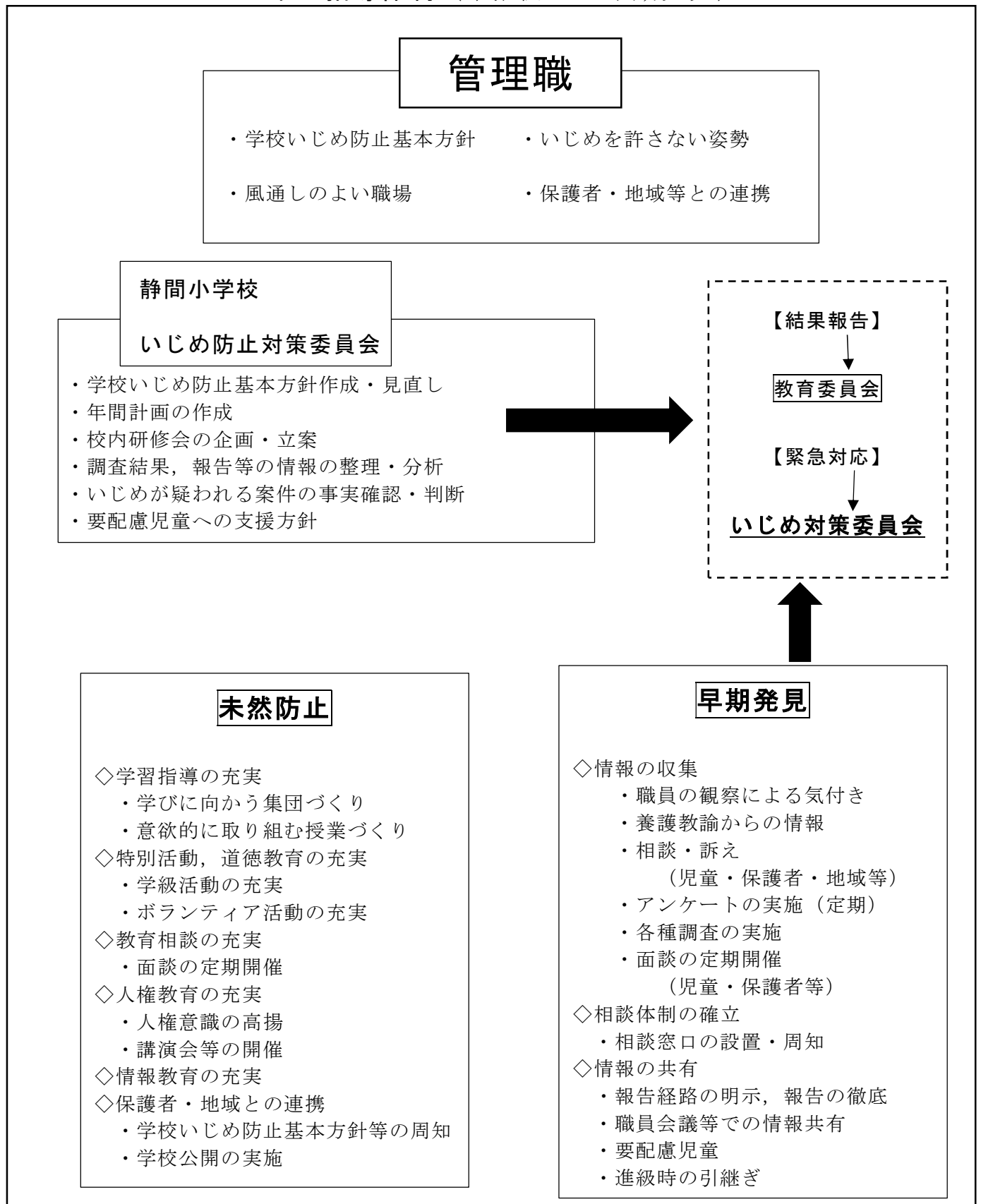
(2) 学校が主体となって調査する場合の校内体制（組織、役割、外部アドバイザー等）

（別紙１）日常の指導体制（未然防止・早期発見）

（別紙２）重大事態発生時の組織的対応（いじめへの対応）

別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙 2

校内体制と対処（いじめ発生時）

